

● 暮らしの情報

後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と保険料決定通知書を送付します

75歳(一定の障がいがあると認定された方は65歳)以上の方に、平成27年度の被保険者証(橙色)を7月上旬に送付します。現在の水色のものは8月1日(土)から使えなくなりますのでご注意ください。なお、不在時は、郵便局に留め置かれその旨のお知らせが投函されます。7月中に届かなかった場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お問い合わせください。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月中旬に送付します。保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替による納付方法が選択できますので、お問い合わせください。

国民健康保険高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。

現在のものは8月から使用できなくなります。7月中に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課(保険年金)⑩番窓口 ☎4302-9956

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証を更新します

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証(黄色)をお持ちの方に7月下旬までに新しい医療証(空色)を送付します。

現在のものは8月から使用できなくなります。7月中に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)⑨番窓口 ☎4302-9857

市税の納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限は、7月31日(金)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込をぜひご利用ください。

問合せ

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)に関する内容

あべの市税事務所 固定資産税担当 ☎4396-2957(土地)・2958(家屋)

固定資産税(償却資産)に関する内容

船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ ☎4705-2941

口座振替・自動払込に関する内容

船場法人市税事務所 収納管理グループ ☎4705-2931

区民協働企画講座

『連歌ってどんなん?なんで平野で連歌やねん?』

無料

全2回

杭全神社には日本に唯一の連歌所があります。平野の代表的な伝統文芸である連歌についての初心者向け講座です。初めての方もお気軽にご参加ください。2回目の8月4日(火)には連歌所の見学も行います。

日時 ①7月28日(火) 14:00~16:00【やさしい連歌のおはなし】
②8月4日(火) 14:00~16:00【ちょっと連歌を作ってみよう】
①②連続2回講座

場所 杭全神社 瑞鳳殿(平野宮町2-1-67)

定員 30名(申込多数の場合抽選)
※定員に達しなかった場合は締切後も先着順にて受付

講師 山村 規子さん(平野法楽連歌会)

締切日 7月13日(月)必着

申込み ハガキ・Fax・Eメールに講座名・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・当講座を知ったきっかけを記入し、〒547-8580 区役所 まちづくり協働課まで送付または電話・来庁

問合せ まちづくり推進室(まちづくり協働)⑫番窓口
☎4302-9905 FAX 4302-9880
✉:hiranomanabi@city.osaka.lg.jp



介護保険の決定通知書を送付します

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、あらかじめ年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方へ、平成27年度の市町村民税の確定に伴い介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

介護保険高額介護サービス費における利用者負担段階区分の判定のため、「基準収入額適用申請書」を送付します

8月1日(土)から、65歳以上で課税所得145万円以上の者を含む世帯については、現役並み世帯として、介護保険高額介護サービス費の上限額(月額)が37,200円から44,400円となります。

なお、課税所得が145万円以上であっても、同一世帯内の65歳以上の介護保険被保険者の収入額の合計が520万円(65歳以上が1人の場合は、383万円)に満たない場合は、一般世帯として上限額37,200円が適用されますので、基準収入額適用申請を行ってください。

7月初旬に、基準収入額適用申請勸奨を行いますので、対象者は、申請期限内に区役所介護保険担当にご提出願います。

介護保険利用者負担割合を表示した負担割合証を送付します

一定以上所得のある65歳以上の介護保険被保険者が介護保険サービスを利用した時の利用者負担割合が1割から2割に変更されますので、要介護(支援)認定を受けている全ての被保険者の方に利用者負担割合を表示した「負担割合証」を交付します。介護サービスをご利用いただく場合は、被保険者証とともに負担割合証を事業者に提示してください。

なお、年度途中で、税更正等のため、負担割合が変更となった場合は、あらたに負担割合証を交付いたします。

1. 有効期間平成27年8月1日~平成28年7月31日

2. 負担割合2割を適用される方

65歳以上の要介護(支援)認定者で合計所得金額が160万円以上の方(ただし、世帯内の65歳以上の方全員の年金収入+その他の合計所得金額が346万円(単身世帯は280万円)未満の場合は、1割が適用されます。)

問合せ 保健福祉課(介護保険)⑪番窓口 ☎4302-9859

コミュニティサロン(講習会)

先着順

第2クール

内容	日時	回数	定員	参加費	申込み
ダンベル・リビング健康体操	8/4~11/24 (毎週火曜日) ※9/22(祝)、11/3(祝)を除く 10:00~11:30	全15回	60名	6,000円	7/14(火) 9:30~ 参加費添えて窓口にて受付
ヨーガ	8/19~12/9 (毎週水曜日) ※9/23(祝)、10/14を除く 10:00~12:00	全15回	100名	6,000円	8/5(水) 9:30~ 参加費添えて窓口にて受付
太極拳	8/19~12/9 (毎週水曜日) ※9/23、9/30、10/14を除く 13:00~14:30	全14回	60名	5,600円	8/5(水) 12:30~ 参加費添えて窓口にて受付
タヒチ&ハワイアンフラダンス	8/7~12/4 (毎週金曜日) ※10/2、10/9、10/30を除く 10:00~11:00	全15回	60名	6,000円	7/24(金) 9:30~ 参加費添えて窓口にて受付

場所 コミュニティプラザ平野

持ち物 タオル、飲み物、動きやすい服装

問合せ コミュニティプラザ平野(区民センター 長吉出戸5-3-58) ☎6704-1200